

第15号議案

府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

手話の普及における基本理念等を見直すとともに、災害時等における障害の特性に応じた意思疎通の促進に関する措置を追加するため、所要の改正を行うものであります。

府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の一部 を改正する条例

府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例（令和3年3月府中市条例第7号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第2項中「あることから」の次に「、手話が言語の一つであるとの認識の下」を加え、第4項中「人々が」の次に「、言語として手話を自由に使用しながら」を加える。

第3条第1号中「普及は」の次に「、手話が言語の一つであり」を加える。

第4条中「普及」の次に「(手話を言語として普及することを含む。第7条第1項第1号において同じ。)」を加える。

第7条の見出しを「(施策の推進等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市は、災害その他のあらゆる場面において、障害の特性に応じた意思疎通手段を必要とする者が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8条中「前条各号に掲げる施策を推進する」を「前条第1項各号に掲げる施策を推進し、及び同条第2項に規定する措置を講ずる」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>手話には、ろう者が独自の文化として大切に受け継いできた日本手話や、社会の変遷を経て生まれた日本語対应手話などがあり、それぞれ、意思疎通のための大切な手段である。</p> <p>しかしながら、現在の社会においては、手話が日常的に普及しているとはいえず、また、手話を必要とする人々の間でも円滑な意思疎通が困難な場合があることから、<u>手話が言語の一つであるとの認識の下、手話に対する理解の促進を図るとともに、より広く普及していく必要がある。</u></p> <p>さらに、障害には様々な特性があることから、障害者一人一人が、自らの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その選択の機会を確保することなどが求められている。</p> <p>府中市は、手話を必要とする人々が、<u>言語として手話を自由に使用しながら</u>、不便や不安を感じることなく生活できることはもとより、全ての市民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら、住み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 省 略</p> <p>(1) <u>手話の普及は、手話が言語の一つであり</u>、異なる文</p>	<p>手話には、ろう者が独自の文化として大切に受け継いできた日本手話や、社会の変遷を経て生まれた日本語対应手話などがあり、それぞれ、意思疎通のための大切な手段である。</p> <p>しかしながら、現在の社会においては、手話が日常的に普及しているとはいえず、また、手話を必要とする人々の間でも円滑な意思疎通が困難な場合があることから、手話に対する理解の促進を図るとともに、より広く普及していく必要がある。</p> <p>さらに、障害には様々な特性があることから、障害者一人一人が、自らの障害の特性に応じた手段により意思疎通を図ることができるよう、その選択の機会を確保することなどが求められている。</p> <p>府中市は、手話を必要とする人々が、不便や不安を感じることなく生活できることはもとより、全ての市民が障害の有無にかかわらず、相互に尊重し合いながら、住み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 省 略</p> <p>(1) 手話の普及は、異なる文法体系等の手話が存在する</p>

新

法体系等の手話が存在するという認識の下に行うこと。

(2) 省 略

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話の普及（手話を言語として普及することを含む。第7条第1項第1号において同じ。）及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進する責務を有する。

（施策の推進等）

第7条 省 略

2 市は、災害その他のあらゆる場面において、障害の特性に応じた意思疎通手段を必要とする者が必要な情報を取得し、円滑に意思疎通を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の聴取)

第8条 市長は、前条第1項各号に掲げる施策を推進し、及び同条第2項に規定する措置を講ずるため、必要があると認めるときは、障害者その他関係者から意見を聴取するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

旧

という認識の下に行うこと。

(2) 省 略

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進する責務を有する。

（施策の推進）

第7条 省 略

(追 加)

(意見の聴取)

第8条 市長は、前条各号に掲げる施策を推進するため、必要があると認めるときは、障害者その他関係者から意見を聴取するものとする。